

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会』におけるヒアリングへ、保育三団体が対応 …………… 1
- ◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が公表される …………… 2
- ◆「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」が一部改正される…………… 3

## ◆『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会』におけるヒアリングへ、保育三団体が対応

平成30年3月9日（金）、『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会（第3回）』のヒアリングへ、保育三団体が一体となって対応しました。

本検討会は、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づく幼児教育の無償化を進めるにあたり、保育所、認定こども園、幼稚園以外の無償化措置の対象範囲等について検討するため、内閣官房の取り扱いで進められているものです。

ヒアリングでは、保育三団体協議会として統一意見として取りまとめた別紙資料を基に、本会からは万田会長が対応をはかりました（日本保育協会：大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟；小林公正会長）。



ヒアリングに対応する万田会長（写真左：日本保育協会大谷理事長、写真右：全国私立保育園連盟小林会長）

主な意見として、

- (1) これまで要望してきた、子育て世代の経済的負担の軽減につながる策の拡充には賛意を示しつつ、
- (2) 保育の量の拡充のみならず、質の向上を両輪として推進される必要があること、
- (3) 3歳以上児の保育の無償化は、『保育認定に係る利用者負担を基本に検討されるもの』と考えていること、
- (4) 一方、0～2歳の保育の無償化範囲が、当面、住民税非課税世帯のすべての子どもとされていることの拡大においては、若い世帯の負担が軽減されるよう、優先順位なども考慮しての検討を求めること、
- (5) 国の「幼児教育・保育の無償化」によって、これまで各自治体の単独措置として利用料の負担軽減に確保されていた財源が、この機に、子ども・子育て支援施策以外に供されることの無いよう、また、自治体によって取り組みが異ならないようにすること、

の5点を述べました。

検討会のホームページは下記のとおりです。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_mushouka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/index.html)

## ◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が公表される

平成30年3月7日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」を公表しました。

第1章第1節の1「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本」には、幼児期

の教育における見方・考え方を新たに示すとともに、計画的な環境の構成に関連して教材を工夫すること、また、教育及び保育は、園児が入园してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものであることが示されています。

さらに第1章第1節の3では「幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」」が示され、第2章の「ねらい及び内容」との関係について解説されています。

第2章の、満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容並びに配慮事項等に関しては、保育所保育指針の保育の内容の新たな記載を踏まえており、また、満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容に関しては、幼稚園教育要領のねらい及び内容の改善・充実に踏まえて示されています。

第3章「健康及び安全」では、現代的な諸課題を踏まえた記述と、全職員が相互に連携し、それぞれの専門性を生かしながら組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うよう求められています。

第4章「子育て支援」は、保護者の自己決定の尊重や幼保連携型認定こども園の特性を生かすことなどの記述の充実がはかられています。

解説の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>認定こども園>告示文・解説  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

## ◆「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」が一部改正される

平成30年3月1日、内閣府・厚生労働省は、連名通知「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について」を発出しました。

これは、平成30年2月9日に示された公定価格（人事院勧告にそったおおむね1.1%の引き上げ）に対応する、基本分単価等のうち「人件費関係」の基準額等が改正されたものです。

委託費に係る予算積算上の給与格付けの例示には、人件費（年額）は、「所長」約485万円、「主任保育士」約455万円、「保育士」約384万円、「調理員等」約318万円とされています。本俸基準額等は通知をご参照ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度  
>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>